

■研究ノート

スクールソーシャルワーク支援における 2021年「個人情報保護法」改正の意義と課題

中村 豪志*

Significance and Issues of the 2021 Revision of
the Personal Information Protection Act in School Social Work

NAKAMURA Takeshi

キーワード：スクールソーシャルワーク，個人情報保護，他機関連携

School Social Work, Personal Information Protection, Cooperation with Related Organizations

1. 研究の背景と目的

近年，子どもを取り巻く生徒指導上の課題や福祉課題に対して，関係機関との連携・協働による支援の必要性が指摘されている。これまでの学校組織では，学校内の子どもの問題行動に対して学校内だけで指導を完結する抱え込みの意識が指摘されてきた。しかし，そういった学校内だけでは子どもの対応が一層困難になっているという認識のもと，児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議（1998）は，学校の抱え込みから開かれた連携を目指し，抱え込み意識の脱却や，関係機関の理解の必要性を示した。また，文部科学省少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議（2001）は，子どもの問題行動に対して，関係機関との情報連携のみならず，行動連携のシステムとして，市町村単位で支援ネットワークづくりの必要性を指摘した。

こういった流れはさらに加速し，国立教育政策研究所生徒指導研究センター（2002）及び学校と関係機関との行動連携に関する研究会（2004）は，地域支援システムの具体的な行動連携としてのサポートチームの役割や機

能，教職員一人一人の関係機関等との連携の重要性を指摘した。このような流れを国立教育政策研究所生徒指導センター（2011：2）は，図1のようにまとめており，学校内の抱え込みからの変革として，情報連携，行動連携を軸とした，学校の生徒指導の在り方を示している。

また，近年ではスクールソーシャルワーカーの配置が進められ，子どもを取り巻く福祉課題に対して，関係機関や地域への働きかけによって支援を行なっていく事例が増えてきている。こういった事例では，子どもに関わる複数の関係機関が一同に集まり，ケース会議を行うこ

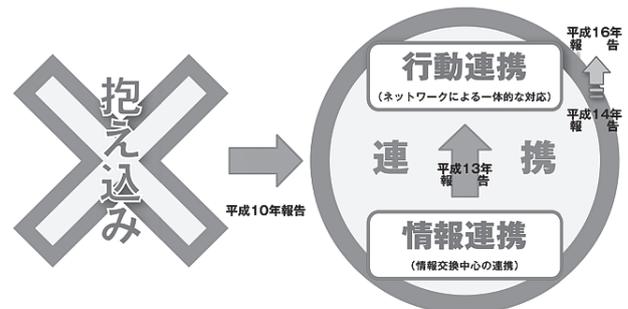


図1 学校の「抱え込み」から開かれた「連携」へ
(国立教育政策研究所生徒指導センター（2011）p. 2)

* 愛知県立大学大学院人間発達学研究科博士後期課程在籍

とで、情報と支援方針を共有し、より充実した子どもの支援を行うチーム体制の構築が行われる。こういった対応の背景には、不登校やいじめ、非行といった生徒指導上の問題行動の要因として、子どもの貧困やネグレクトなど家庭背景の問題が大きく関わっていることがあげられる。1つの機関だけでは問題解決の難しい福祉課題に対して、複数の関係機関による支援や見守りを行い、その関係機関が十分に情報共有することによって支援の充実が図られている。

こういった関係機関との連携・協働が求められる一方で、実践上の課題となってくるのは、子どもや保護者のプライバシー保障の問題である。児童虐待や子どもの貧困など、学校の対応する問題がより重いものとなる中で、それによって扱う情報も子どもや保護者のプライバシーに深く関わる情報となってくる。スクールソーシャルワーカーの配置など学校内の相談体制も充実する中で、保護者面談で得る情報は、子どもの家族背景や生育歴、利用している福祉制度のみならず、時には病歴や犯罪歴などを含むものとなる。こういった個人の尊厳に深く関わる情報が学校内で共有され、その情報を関係機関と共有する必要性が問われる中で、今後より法制度に則った適切な形で子どもや保護者のプライバシー保障が成される必要がある。

こういった中、2021年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下: デジタル社会形成整備法) が公布され、「個人情報の保護に関する法律」(以下: 個人情報保護法) を含む個人情報保護に関連する法律が一挙に改正される形となった。法律の施行については、第50条関連は公布から1年以内、第51条関連は公布から2年以内となっており、この間に地方公共団体の条例整備などを行うこととなっている。

この改正は、これまでの「個人情報保護法」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下: 行政機関個人情報保護法)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下: 独立行政法人等個人情報保護法) の3つの法律を1つの法律に統合するなど、これまでの個人情報保護に関する法制度の抜本的な改革を含んでおり、法制度全体が大きく変わることとなった。これにより学校現場においても、実践上の個人

情報の取り扱いや、情報の収集、提供に関して、その対応に大きな変更が求められる形となる。関係機関との連携・協働によって支援を行うスクールソーシャルワーカーにおいても、この改正により特に他機関との情報共有場面に大きな影響を与えることが予想され、その内容を法的に分析することによって今後の個人情報保護に関する実践上の課題が明らかになることが考えられる。

これまでの社会福祉分野の個人情報保護に関する先行研究では、実践上の個人情報保護の取り扱い方や福祉事業者の責務について考察がなされてきた(村井2007, 朝賀2009, 岡部2018)。しかし、スクールソーシャルワークという実践分野に焦点化された研究は筆者の調べた限り見当たらず、また今回の改正においてこれまで議論されてきた個人情報保護の枠組みが大きく変わることが予想され、新たな法制度における個人情報保護のあり方の検討が必要とされている。

本研究の目的は、「個人情報保護法」が2003年に制定されて以降、最も大きな法改正と言える2021年「個人情報保護法」改正について、特にスクールソーシャルワーク支援における他機関との情報共有の観点から、本改正の実践上の意義と課題を明らかにすることである。なお、本研究で扱うスクールソーシャルワーク支援は、主に教育委員会、公立学校など地方公共団体に所属するスクールソーシャルワーカーに焦点を当てている。理由としては後述する通り、私立の小中学校、国立の小中学校など、学校の所属によって、個人情報について適用される法律が大きく異なること、現在雇用されるスクールソーシャルワーカーの多くが教育委員会、公立学校など地方公共団体に所属しており、公立学校が義務教育期間の教育機関として多くの子どもが通うことが考えられること、の2点があげられる。

本研究では、まず現行の個人情報保護法制について概説し、どのような実践上の課題があったのかを先行研究をもとに検討する。その上で、現行の法制度と比較し、法改正の意義と、法改正後の実践課題について明らかにする。最後に、その他の法制度との関係も含めて、今後のスクールソーシャルワーク支援におけるプライバシー保障を実践上どのように意識していけば良いのか考察を行う。

なお、本研究における改正法の検討については、個人

情報保護委員会ホームページに公表されている「令和3年度改正個人情報保護法について」の資料に加えて、個人情報保護委員会「個人情報保護法相談ダイヤル」における改正法への電話ヒアリング（2021年11月9日12：40-13：20実施）に基づいている。また、改正法の条文規定については、個人情報保護委員会ホームページにおける「デジタル社会形成整備法第51条による改正後の個人情報保護法の条文（参考用）」¹⁾を参照しているが、今後の法律の施行に際して、細部の規定が変更となる可能性がある。

2. 現行の個人情報保護法制について

(1)個人情報保護法制の制定経緯

日本において初めて制定された個人情報保護に関する法律は、1988年に制定された「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（以下：「行政機関電算機個人情報保護法」）であった。その背景は、1980年に経済協力開発機構（OECD）が「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会報告」（OECD8原則）を策定したことに象徴的であるが、コンピュータやインターネットの発展による高度情報化社会が進展し、大量の個人情報が瞬時に処理されるようになり、個人のプライバシーに関する関心が国際的に高まってきたことがあげられる。そのような流れの中で、日本はまず行政機関に関する個人情報の初の法制度として、1988年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（以下：「行政機関電産機個人情報保護法」）を制定した。

その後、2003年に初めて民間部門における法律として「個人情報保護法」が制定され、それと同時に「行政機関電算機個人情報保護法」は現在の「行政機関個人情報保護法」に全面改定され、それに加えて「独立行政法人等個人情報保護法」も制定された。これらの法律に加えて、各自治体では「個人情報保護条例」を制定している。このように、国の公的部門から始まり、民間部門、各地方自治体、とそれぞれ別途で制定される形で、現在

の日本における個人情報保護法制が形作られた。

(2)日本の個人情報保護法制の特徴

個人情報保護法制を各国と比較して分類すると、大きくは「オムニバス方式」、「セグメント方式」、「セクトラル方式」にそれぞれ分けられる（石井2008：370）。「オムニバス方式」は、公的部門と民間部門が統合された方式であり、欧州諸国で一般的に採用されている（宇賀2019：14）。「セグメント方式」は、公的部門と民間部門で異なる個人情報保護に関する法制度を適用する方式であり、日本やカナダがその例として挙げられる（宇賀2019：14）。「セクトラル方式」は、規制対処を限定して個別領域ごとに立法措置を行う方式であり、アメリカがその例として挙げられる（石井2008：419）。

日本は、「セグメント方式」がとられていると言われ、公的部門と民間部門がそれぞれ分かれた形で法律が制定されている（長谷川2019：48）。公的部門の法律は、国の行政機関を対象とした「行政機関個人情報保護法」と、独立行政法人等を対象とした「独立行政法人等個人情報保護法」と、各地方公共団体が制定する「個人情報保護条例」の3つに分かれている。一方の民間部門は「個人情報保護法」が制定されており、全ての民間部門を対象とする包括的な法律となっている。

日本の個人情報保護法制の特徴は、この「個人情報保護法」のうち、第1章から第3章までが基本法としての性格を持っており、公的部門と民間部門に共通する内容となっている点である。その上に、民間部門では「個人情報保護法」の第4章から第7章、公的部門では「行政

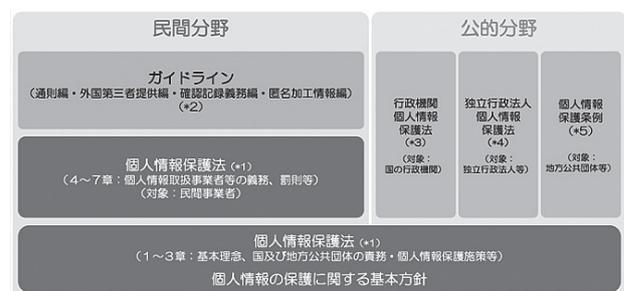


図2 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ
 (個人情報保護委員会ホームページ 〈https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_framework.pdf〉)

機関個人情報保護法」,「独立行政法人個人情報保護法」,「個人情報保護条例」がそれぞれ接ぎ木のような形で繋がる形式となっている。このような日本の個人情報保護法制の体系について、図2のようにまとめられる。

(3)学校教育機関と個人情報保護法制

こういった複雑な法制度によって、各学校現場に適用される法律も分かりづらい形となっている。これは学校の属性によって、機関として遵守する法制度が異なるということである。

公立学校では、「個人情報保護法」の第1条から第3条と、各地方自治体が制定する「個人情報保護条例」が適用される。「個人情報保護条例」は、それぞれ県、市町村、広域自治体などがそれぞれ定めているため、自身の所属する地方公共団体の「個人情報保護条例」が適用される。

国立の教育機関では、同様の「個人情報保護法」の第1章から第3章と、「行政機関個人情報保護法」が適用される。また、国立大学法人の学校では、同様の「個人情報保護法」の第1章から第3章と、「独立行政法人個人情報保護法」が適用される。最後に、私立学校では、「個人情報保護法」が全文適用される。

(4)「2000個問題」とスクールソーシャルワーク支援の実践課題

こういった、これまでの個人情報保護法制の代表的課題として「2000個問題」が指摘されてきた。「2000個問題」とは、「個人情報保護法」,「行政機関個人情報保護法」,「独立行政法人個人情報保護法」に加えて、「個人情報保護条例」を制定する地方公共団体が1700以上あり、それに特別地方公共団体を加えると、個人情報保護に関する法制度が約2000個存在することを示している。これは、各法律・条例ごとに個人情報の定義や、取り扱いに関する規定が異なり、自治体間、事業者間の情報共有を戸惑わせる要因となっている。特に「個人情報保護条例」は、全ての地方公共団体が制定しており、その数も膨大となる。

「2000個問題」については、これまで長谷川（2017）、西郡・湯浅（2016）などの先行研究でその課題が指摘されてきたが、その中でも特に、スクールソーシャルワ

ーク支援における他機関との情報共有に係るものとして、2つの論点があげられる。

1つ目が、先にあげた、法律・条例ごとに、個人情報保護の規定が異なる点である。個人情報保護委員会事務局（2020）は、全国の地方公共団体を対象として、「個人情報保護条例」の分析調査を行った。その調査結果では、個人情報や要配慮個人情報の定義、目的外利用又は外部提供に関する規制、第三者提供に係る制限規定など、実際の情報共有に大きく影響を与える規定が、地方公共団体ごとに異なっていることが示されている。類似の調査としては、西郡・湯浅（2016）が全国を対象として行っている。また、湯浅（2007）は福岡県内の地方公共団体を対象に調査を行っており、県内の市町村ごとにも規定が異なることが示されている。

2つ目は、地方公共団体ごとに異なる法制度を持つことによって、法制度の解釈権も異なる点があげられる。先述した法制度の規定の相違がもちろんあるが、たとえ同様の規定があったとしても、その制定主体によって解釈及び運用が異なるということである。長谷川（2017）は、東日本大震災の際に、「個人情報保護条例」の保有個人情報の第三者提供の規定が、全く又はほぼ同じ規定であったにも関わらず、地方公共団体ごとで対応が分かれた事例を紹介している。

このような論点から見ると、スクールソーシャルワーク支援においても、実践上、法制度自体が非常に分かりづらく、法令遵守の基準が曖昧な形になっていることが考えられる。特に、現在スクールソーシャルワーカーの任用について非常勤職員での採用が多く見られる中で、幾つかの自治体を掛け持ちで職についているスクールソーシャルワーカーも多くいることが想定される。そのような場合には、自治体ごとの「個人情報保護条例」の条文規定や解釈について理解を深めることが求められるが、実際それがどこまで可能かという点は、非常に負担の大きい作業である。そういった点からも、現行の個人情報保護法制において、プライバシー保障に関わる法令遵守の実践者の理解が、非常に曖昧な形となっていることも考えられる。

3. 2021年「個人情報保護法」改正について

(1)法改正の背景

日本の個人情報保護法制は上述の通り、複数の法律からなる複雑な体制となっており、そのため生じる「2000個問題」が課題として指摘されてきた。そういった法制制度の見直しは、以前よりその必要性が認識され、2015年9月9日に公布された、改正「個人情報保護法」の附則第12条第6項では、「個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することも含め、個人情報の保護に関する法制の在り方を検討する」と記されている。それに加えて、2019年12月に公表された「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」では、第7節2において、「民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これからの制度を委員会が一元的に所管する方向」が示された。

このような状況の中、法制制度の一本化を目指した具体的な動きとして、事務的検討を行うため、2019年12月25日に「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」が開催された。また、タスクフォースの議長決定に基づき、タスクフォースに対して有識者としての立場から提案を行うため、2020年3月9日に「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」が開催された。これらは複数回開催され、最終的に2020年12月「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」としてまとめられ、2021年の通常国会での改正法案提出までの流れが作られた。

この法改正において大きな後押しとなったのは、先に述べた「2000個問題」に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響であった。「デジタル社会形成整備法」は、デジタル庁の設置などを盛り込んだ「デジタル改革関連法」の6つの法律の1つとして制定されたが、キーワードとなる「デジタル社会」が特に注目されたのは、一律10万円給付金において申請手続きに混乱が生じたことや、マイナンバーカードを通じた申請におけるシステムエラーによって受給が遅れたことなどが契機であった。こういった出来事を踏まえて、2020年9月の「デジタル

改革関係閣僚会議」にて配布された「デジタル化の現状・課題」では、新型コロナウイルス感染症拡大により、一律給付の手続き申請の膨大さ、企業や教育現場におけるオンライン化の遅れ、押印制度の弊害、陽性者のFAX報告などを例として、デジタル化の遅れが浮き彫りになったことを示している。また、国会審議においても、新型コロナウイルス対応における話題が数多くあげられていた。以前より議論されていた課題に加えて、このような社会情勢が法案制定に影響を与える形となった。

(2)2021年「個人情報保護法」改正の特徴

すでに述べた通り、「個人情報保護法」の改正は「デジタル社会形成整備法」の一部として行われた。「デジタル社会形成整備法」は複数の法律の改正を盛り込んだ法律であり、「個人情報保護法」に関連する部分としては、第50条と第51条の部分になっている。第50条は、2022年5月18日までに施行され、主に法律の一元化、個人情報の定義の統一、行政機関に対して「個人情報保護法」の規定導入など、民間団体、国の行政機関が対象として改正が行われる。また第51条は、2023年5月18日までに施行され、地方公共団体及び地方独立行政法人に行政機関として同じ規定を適用することなど、地方の行政機関を対象として改正が行われる。

制度上は、これまでの複数の法律が一元化し、「個人情報保護法」にまとめられる形となる。それに伴い、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」は廃止となり、「個人情報保護条例」は、改正された「個人情報保護法」と同趣旨であったり、内容が矛盾する場合は廃止となる。

具体的な改正後の法律の条文については、今後細部の変更の可能性はあるものの、個人情報保護委員会ホームページにて参考資料として公開されている。第1章から第3章までが現行の「個人情報保護法」と同様、行政機関、民間機関の両方に適用される責務等が記されており、第4章の「個人情報取扱事業者等の義務等」が民間機関を対象とした条文となっている。また、新設された第5章の「行政機関等の義務等」が国の機関や地方公共団体、独立行政法人など、行政機関が対象となった条文となっている。加えて、第6章では個人情報保護委員会に関する

る規定が記されており、第8章では行政機関の職員や個人情報取扱事業者、その職員などを対象とした罰則規定も記されている。

(3) スクールソーシャルワーク支援における法改正の意義

本改正の大きな意義として、特に行政機関における個人情報保護に関する条文規定が統一される点があげられる。これによって、これまでの「2000個問題」が大幅に解消され、地方公共団体の情報の取得や提供に関する規定が統一された。また、個人情報の定義については、行政機関と民間機関全て統一され、定義が明確となった。加えて、条文の解釈についても、現行の法制度では所管が、総務省、個人情報保護委員会、各地方公共団体など様々であったが、個人情報保護委員会に一元化された。このような点から、これまでの複雑な個人情報保護制度を大幅に変更する形で、一般社会へ大きく影響する、抜本的な法改正であることが窺える。

スクールソーシャルワーク支援においても、特に異なる市町村や県に管轄されている行政機関との情報共有において、適切な法令遵守が可能となる。例えば児童相談所や精神保健福祉センターなど、子どもの福祉に関して連携・協働する関係機関とは、同じ個人情報保護に関する条文規定の中で、情報の取得や提供を行うことが出来る。他機関とのケース会議など、子どもや保護者の支援に関する情報のやり取りを多く行う際に、円滑なやり取りが可能となった。

より重要な点としては、個人情報保護に関してスクールソーシャルワーカー自身が、適用される法制度を理解しやすくなったことが挙げられる。現行の法制度では、雇用される地方公共団体ごとに定められる「個人情報保護条例」を参照する必要がある、非常勤で複数の自治体に雇用される場合は、それぞれの条例を確認する必要があった。このような法制度では、法令遵守の確認について、非常に難しく負担が大きいことが考えられる。そういった点から本改正によって、今後より「個人情報保護法」に理解を深め、適切な法令遵守が意識しやすい法制度となった。

(4) 法改正後のスクールソーシャルワーク支援における実践課題

このような意義がある一方で、留意が必要な点として、行政機関同士、民間機関同士の規定は統一されている一方で、民間機関と行政機関の規定は異なる点が挙げられる。これは、行政機関に求められる個人情報保護の基準と、民間機関に求められる基準が異なることによって、法律上の条文規定が異なるためである。

スクールソーシャルワーク支援における他機関との情報共有に焦点を当てると、特に情報の取得、第三者提供に関する規定が重要となってくる。以下では、関係する条文規定について、個人情報保護委員会ホームページに公開されている「デジタル社会形成整備法第51条による改正後の個人情報保護法の条文(参考用)」を参照する。

個人情報取扱事業者²⁾については、情報の取得について第20条(適正な取得)、第21条(取得に際しての利用目的の通知等)などが該当し、第三者提供について第27条(第三者提供の制限)などが該当する。行政機関については、情報の取得について第62条(利用目的の明示)、第64条(適正な取得)などが該当し、第三者提供について第69条(利用及び提供の制限)などが該当する。

主な違いとしては、個人情報取扱事業者は第20条において「要配慮個人情報」という人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴などの本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮の必要な情報についての条文規定がある一方で、行政機関については第64条にそのような規定が記されていない点が挙げられる。また、個人情報取扱事業者は第27条において、基本的に本人の同意を得ないで個人データの第三者提供を禁じている一方で、行政機関については利用目的以外での第三者提供等をする際には本人の同意を規定しているが、利用目的内であればそのような規定が存在しない。その他にも個人情報の利用目的の通知や個人情報の保有など、細かく内容が異なっており、全体的には行政機関よりも個人情報取扱事業者に対して厳しい個人情報保護の義務を課す形となっている。

このような個人情報取扱事業者と行政機関の規定の違いを考慮すれば、スクールソーシャルワーク支援において、特に児童家庭支援センター、児童デイサービス、児童養護施設などの民間機関との個人情報のやり取りには

注意が必要となる。民間機関の利用については近年、ショートステイやトワイライトステイなど、行政機関から事業委託を受ける形で、子どもや保護者への養育支援を行なっているケースも増えてきている。学校以外の生活の場所として多くの時間を過ごしていることが考えられ、家庭に関わる福祉課題だけでなく、学校内の課題に対しても、その対応に連携・協働が必要となる。よって法改正後においても、民間機関との情報共有では、条文規定の違いを考慮した適切な形での情報共有が法令遵守として求められている。

4. 考察および結論

本研究では、2021年「個人情報保護法」改正の意義と課題について、スクールソーシャルワーク支援における他機関との情報共有の観点から検討を行った。最後に、その他の法制度との関係も含めて、今後のプライバシー保障において実践者が何を意識すれば良いのかについて考察を行う。

プライバシー保障に関する法制度としては、本研究で検討した「個人情報保護法」の他にも、「地方公務員法」第34条（秘密を守る義務）や「社会福祉士及び介護福祉士法」第46条（秘密保持義務）、「精神保健福祉士法」第40条（秘密保持義務）などが存在する。しかし、「地方公務員法」については「児童生徒の教育相談の充実について（報告）」に記されている通り、非常勤職員で雇用され地方公務員特別職となることの多いスクールソーシャルワーカーについては、法律が適用されないケースが多い。また、「社会福祉士及び介護福祉士法」や「精神保健福祉士法」は資格所有者に対してのみ適用される法律となっており、条文も抽象的であり、萩野・高橋（2015：70）によれば「社会福祉士及び介護福祉士法」は1988年に施行されて以来たったの一人の社会福祉士も守秘義務違反で起訴されていない。

一方児童虐待に関しては、より進んだ情報共有とプライバシー保障の法的枠組みが制度化されている。「児童福祉法」は、要保護児童対策地域協議会を要保護児童、要支援児童、特定妊婦の情報共有に関する場として示しており、協議会内における守秘義務の規定も第25条の

5に記されている。また、2019年の「児童虐待防止法」改正では、第5条の3の「第一項に規定するものは、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない」という条文が追加された。これは2019年の千葉県野田市で発生した小学4年女子児童の虐待死事件において、女子児童が書いたアンケートの写しを教育委員会職員が父親に渡したことが大きな批判を呼んだこと（鈴木2019：81，82）に影響を受けており、「第一項に規定する者」として、学校が最初に挙げられている。また、これらの守秘の規定は、児童虐待に関わる通告や情報提供を妨げるものとして解釈されてはいけないことが、「児童虐待防止法」の第5条の4や第6条の3に記されている。

以上の点を踏まえれば、今後は改正により一本化された「個人情報保護法」が情報共有に関する最も基本的な法律となり、児童虐待事例についてはそれに加えて「児童福祉法」や「児童虐待防止法」の遵守を意識することが実践上の形となる。その中で注意する点は、児童虐待以外の事例は、民間機関と行政機関の条文規定の違いを意識しつつ、本人から同意を得ることや利用目的を示すことなど、その都度適切な働きかけをする必要がある点である。このように、スクールソーシャルワーク支援における情報共有は、①虐待事例かその他の事例か、②民間機関か行政機関か、という2つの視点を意識することが本改正によって重要となった。

「個人情報保護法」はもちろん個人情報取扱事業者や行政機関など、組織への義務を示した法律ではあるが、個人への罰則規定も記されている。スクールソーシャルワーカーひとりひとりが意識して、適切な法令遵守を行うことが求められている。

5. 今後の課題と展望

本研究では、「個人情報保護法」とスクールソーシャルワークの関係を述べたが、一方で現状スクールソーシャルワーカーがそういった法制度についてどの程度理解しているか、不確かであることは否めない。実際、筆者自身もスクールソーシャルワーカーとして活動していた際には、恥ずかしながら個人情報保護に関する法制度

を十分に理解してはいなかった。それは、本研究で示した通り現行の法制度が分かりにくかったことや、そもそも個人情報保護に関する研修の機会もなかったことが理由として考えられる。

スクールソーシャルワーカーは、子ども・保護者・学校など多様な関係性の中で情報をやり取りするが、そういった研修の機会がないことは、子ども・保護者に対する権利侵害の危険だけでなく、ワーカー自身にも実践上の曖昧さや、それに対する困難感などを生じさせることが考えられる。そういった点からもスクールソーシャルワーカーの養成カリキュラムや研修プログラムの中に、こういった法制度の理解を含めることが必要であり、行政機関、民間機関など様々な関係機関と安心感を持って情報のやり取りをすることが今後の支援において重要な実践上の課題であると考えられる。

注

- 1) 個人情報保護委員会ホームページ「デジタル社会形成整備法第51条による改正後の個人情報保護法の条文(参考用)」(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/hogohou_51joukaisei.pdf)
- 2) 個人情報取扱事業者とは、行政機関を除いた個人情報データベース等を事業の用に供している者であり、いわゆる民間機関を指している。

文献

- 朝賀広伸(2009)「個人情報の保護に関する考察—福祉事業における個人情報の適正な取扱いについて—」『地域研究』6, 43-55.
- 学校と関係機関との行動連携に関する研究会(2004)「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために(概要)(上)」『週刊教育資料』847, 35-44.
- 学校と関係機関との行動連携に関する研究会(2004)「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために(概要)(下)」『週刊教育資料』848, 39-50.
- 長谷川幸一(2017)「個人情報保護法制2000個問題の意義と分析: 地方公共団体の個人情報保護制度の調整を目指して」『現代社会文化研究』(65), 105-121.
- 長谷川幸一(2019)「地方公共団体の個人情報保護制度の調整に当たってのいくつかの法的課題」『情報ネットワーク・ローレビュー』18, 47-61.
- 石井夏生利(2008)『個人情報保護法の理念と現代的課題—プライバシー権の歴史と国際的視点—』勁草書房.
- 児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議(1998)「学校の『抱え込み』から開かれた『連携』へ: 問題行動への新たな対応」『中等教育資料』47(9), 115-190.
- 個人情報保護委員会(2019)「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200110_seidokaiseitaiko.pdf, 2021.11.12.)
- 個人情報保護委員会事務局(2020)「個人情報保護条例に係る実態調査結果〈資料編〉」(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200525_jyoreichosashiryu.pdf, 2021.11.12.)
- 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース(2020)「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/pdf/r0212saisyuhoukoku.pdf, 2021.11.12.)
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター(2002)「問題行動等への地域における支援システムについて: 調査研究報告書」国立教育政策研究所生徒指導研究センター.
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター(2011)「生徒指導資料第4集学校と関係機関等との連携~学校を支える日々の連携~」(https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/4syu-kaitei/pdf/4syuu_all.pdf, 2021.11.12.)
- 教育相談等に関する調査研究協力者会議(2017)「児童生徒の教育相談の充実について~学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり~(報告)」(https://www.pref.shimane.lg.jp/izumo_kyoiku/index.data/jidouseitonokyokuikusoudannjyuujitu.pdf, 2021.11.12.)
- 文部科学省少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議(2001)「心と行動のネットワーク: 心のサインを見逃すな, 『情報連携』から『行動連携』へ」『週刊教育資料』710, 19-30.
- 村井祐一(2007)「社会福祉における個人情報の適切な利用と保護」『田園調布学園大学紀要』2, 59-80.
- 西郡裕子・湯浅壘道(2016)「個人情報保護条例の分析」『コンピュータセキュリティシンポジウム2016論文集』2, 784-791.
- 荻野太司・高橋学(2015)「ソーシャルワーカーの守秘義務と秘匿特権に関する研究序説(1)」『学苑』892, 70-82.
- 岡部卓(2018)「社会福祉と個人情報」『人文学報・社会福祉学』34, 1-13.
- 鈴木亜由美(2019)「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正案—主な内容と論点—」『立法と調査』412, 70-87.
- 宇賀克也(2019)『個人情報保護法制』有斐閣.
- 湯浅壘道(2007)「福岡県内の市町村における個人情報保護に関する条例の現状と課題」『九州国際大学法学論集』13(3), 131-180.